

ミカンコミバエの概要とその対応について

1 ミカンコミバエとは

果実や果菜類に甚大な被害を与える重要な害虫

※体長7mm位の小型のハエの一種

(1) 主な寄主植物

- ・ポンカン, タンカン, スモモ, マンゴー, パッションフルーツ等の果実類全般及びトマト, ピーマン等の果菜類全般
- ・庭先のカキ, グアバ等の果物, 家庭菜園の野菜等にも寄生
- ・熟した果実を好む

(2) なぜ恐れられるのか

- ・雌が果実に産卵し, 果実内で幼虫の食害が進行すると果実が腐敗
- ・他のミバエに比べ繁殖力が高い(産卵数が多い)ため, 定着すると急速に被害が拡大し, ひどい場合は収穫皆無となる
- ・寄生範囲が広い(ミカンとは名ばかりで, 多くの植物に寄生)

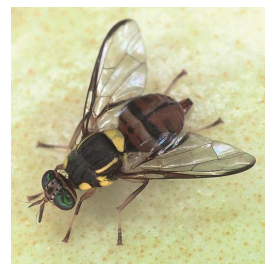
(3) 世界における発生地域

中国, 東南アジア, ハワイ等

(発生地域からの果実は, 法により輸入禁止だが2国間協議で蒸熱処理等基準に適合するものは除外)

(4) 防疫措置

- ・植物防疫法において, 検疫有害動植物に規定
- ・日本では根絶されているが, 台風, 季節風等に乗って東南アジア等からの侵入が確認されていることから, 国は全国の港湾, 空港等で, 県は411か所の定点(R6年度)で侵入警戒調査を実施



2 我が国での発生及び根絶までの経緯

- ・大正8年に沖縄本島で最初に発見(本県:昭和4年喜界島)
- ・発生地域(南西諸島及び小笠原諸島)からの寄主植物の国内移動規制が続く中, 根絶事業を開始(昭和48年~)
- ・国における根絶確認:昭和61年(本県:昭和55年)

3 奄美群島への再侵入及び根絶

- ・平成27年に, 奄美大島, 徳之島, 屋久島に再侵入
- ・誘殺が続いた奄美大島では, 植物防疫法に基づき緊急防除の実施, 寄主果実等の移動制限
- ・平成28年7月根絶確認, 防除終了(徳之島, 屋久島も同時)
トラップ総誘殺数 1,144匹(うち奄美大島904匹)

4 その後の状況

侵入警戒調査等における雄成虫誘殺数

| 年度 | 誘殺数 | 市町村名 |
|-----|-----|--------------------------------------|
| H30 | 7 | 十島村, 瀬戸内町, 徳之島町など6町村 |
| R元 | 35 | 屋久島町, 三島村, 奄美市など6市町村 |
| R2 | 151 | 鹿児島市など本土8市町を含む21市町村 |
| R3 | 23 | 薩摩川内市など本土5市町を含む11市町村 |
| R4 | 34 | 薩摩川内市(甑島)など本土1市を含む5市町村 |
| R5 | 18 | 屋久島町, 奄美市, 龍郷町, 瀬戸内町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町 |